有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成 29年4月1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社クローバー					
代表者名	代表取締役 黒崎 寿雄					
所在地	神奈川県平塚市馬入本町13-11					
電話番号	0463-22-1233					
ホームページアドレス						
資本金(基本財産)	資本金4,000万円					
主な出資者(出捐者)とその	14-1-A-1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-					
金額又は比率 ※1	株式会社サン・ライフ(100%)					
設立年月日	平成26年5月29日					
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)27,982,207円 (費用)33,687,560円 (損益)▲5,705,353円					
主要取引金融機関	みずほ銀行					
会計監査人との契約	無・ 有(あずさ監査法人)					
	・老人ホーム事業					
他の主な事業	・通所介護事業					
世ツ土は尹未	・訪問介護事業					

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外 費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名		クローバー	ーライフ平塚	
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型)② 住宅型 3 健康型	
	居住の権利形	態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
	入居時の要件		1 自立② 要介護3 要支援・要介護4 自立・要支援・要介護	
施設の類型 及び表示事 項	介護保険		1 県指定介護保険特定施設 (番号 、指定年月日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域名 型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) ② 介護保険在宅サービス利用可	蒼着
	居室区分		① 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり	
	介護に関わる	職員体制	: 以上	
	提携ホームの利用等		1 提携ホーム利用可(-) 2 提携ホーム移行型(-)	
開設年月日 平成 29 年			年4月1日	
施設の管理者	氏名	中野渡 勝	勝也	
所在地		神奈川県平	平塚市東八幡二丁目4番8号	

電話番号	0463-71-6416	3						
太泽の何 ※2	JR東海道本	:線「平塚」駅 。	より神	奈中バス10	分「八幡公」	民館入口」バ		
交通の便 ※3	ス停より徒歩3分							
ホームページアドレス	_							
	権利形態 所	有 • 借地						
	(借地の場合の	の契約形態)	通常信	昔地契約・5	它期借地契約	J		
敷地概要 ※4	(借地の場合の	の契約期間)	左	₣ 月 日~	~ 年 月	日		
	(通常借地契約	約における自動	動更新	条項の有無	(m) 無·有	Ī		
	敷地面積 1359.30 m²							
		「有 · 借家						
	(借家の場合の	の契約形態)	通常信	昔家契約・第	定期借家契約	j		
		の契約期間)			_			
		約における自動			L			
建物概要	建物の構造	鉄骨造 地下	_ B	皆 地上 3階	皆建(耐火・	準耐火・その		
	他)							
		1211. 08 r			ホーム 102	20. 97 m²)		
		昭和60年5月7						
	改築年月日	·			- 11 /			
	+	途指定 有料)		
	居室総数	47室	Ź	E負 4	7人(一時介詞	護室を除く)		
	(内訳)	•			c.t.			
		居室定員	1	室数	面	積		
	居室	個 室	L D	47室	$10.05\text{m}^2\sim$			
		うち2人気		一室	$m^2 \sim$			
居室、一時介護室の概要		2人部屋(相		一室	$\frac{\text{m}^2 \sim}{\frac{2}{2}}$			
		人部屋(相	が座)	一室	$m^2 \sim \frac{m^2}{2}$			
	一時介護	個 室	en 🖂 \	一室	$\frac{\text{m}^2 \sim}{\frac{2}{2}}$			
	室	2人部屋(相		一室	m²∼	m² m²		
	井□北江孛/-	1 hマの担A)	北里	7H:		2\		
	共同生活室(3	設置		()	m²)			
	食堂	設置	階 1階	食堂(28. 03 m²)			
	浴室(一般浴	曹)	設置	谐 1階	(21. 90 m²)		
	浴室(特別浴村	曹)						
	一般浴槽と同]一の場所に	設置階 1階 (21.90㎡)			$21.90\mathrm{m}^2$)		
サロ状記 記供の棚面 (記	設置							
共用施設・設備の概要(設置等所である。	便所		設置箇所 13箇所					
置箇所、面積、設備の整備 状況等)	洗面設備		設置	箇所 6箇	所			
	医務室(健康管	設置	谐 一	(m²)			
	談話室(談話)	スペース)	設置	谐 1階	(3. 79 m²)		
	応接室/面談	設置	階 1階	(5. 22 m²)			
	事務室		設置	階 1階				
	宿直室		設置	階 一				
	洗濯室		設置	階 1、2	2、3階 (全	て3.53㎡)		
	汚物処理室	_	設置階 1階					

	看護・介護職員室	設置階 1階				
	1 6 7 晚椒貝玉	以 但 / 的				
	機能訓練室	設置階 1階 (28.03 m²)				
	17 次 形	他の共用施設との兼用 無・有 (食堂)				
	健康・生きがい施設	設置階 - (m²)				
	外来者宿泊室	設置階 - (m²)				
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可1基)				
	スプリンクラー	設置箇所 法令に基づき設置				
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.08m~2.25m)				
	緊急通報装置等の種類及び設置箇所					
緊急通報装置等緊急連絡・	各居室及び共用施設(浴室、トイレ)にナースコールを設置					
安否確認	安否確認の方法・頻度等					
	適宜の居室見回り					
同一敷地内の併設施設又は	通所介護事業所(弊社運営	、事業所番号、107.01㎡)				
事業所等の概要 ※6	訪問介護事業所(弊社運営	、事業所番号1472402575)				
有料老人ホーム事業の提携						
ホーム及び提携内容	_					

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、 介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※ 7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8 一時金方式 月払い方式 選択方式

(2) 一時金方式

, ,		
費用の支払方法 ※9	_	
敷金	無・有(- 円、家賃相当額の - か月分)	
入居一時金	1 法第29条第6項に規定される前払金 - 円	
(介護費用の一時金除く)	2 上記以外の一時金 ~ 円	
想定居住期間又は償却期間	_	
算定の基礎 (内訳)	_	
解約時の返還金(算定方 法等)	_	
返還の対象とならない額 の有無	無 ・ 有 (
初期償却の開始日	_	
介護費用の一時金	— 円 ~ 円	
算定の基礎 (内訳)	_	
解約時の返還金(算定方 法等)	_	

	返還の対象とならない額 の有無	無	· 有(_	円)						
	初期償却の開始日	_	_								
月	額利用料	_	— 円 ~ 円								
	年齢に応じた金額設定	無	· 有								
	要介護状態に応じた金額 設定	無	無 · 有								
						内	訳				
	料金プラン ※10	月額利	用料	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他		
	神金ノノン ※10		_	_	_	_	_	_	_		
		なた。中田・井	L								
		管理費 介護費									
		食費									
	算定根拠 ※11	光熱水費			_						
		家賃相当額 -									
		その他	Ţ	_							
	額利用料に含まれない実	_									
摜	·負担等 ※12	性学节	:: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	者生活介	⇒#		(1か月30				
		付足加	以八百	1年16月		 額	自己負				
			要介護	ŧ 1		<u>~</u> 一円	1 2/	-円			
			要介護	£ 2	-	-円		一円			
			要介護	ŧ 3	-	一円		一円			
		要介護 4		§ 4		一円	一円				
_	=# /F #A) = / * \(\sigma \sigma \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \ta	要介護 5 -円 -円 -円									
1	↑護保険に係る利用料 €13										
	福用を受ける場合は1割	医療機関連携加算(無・有)、看取り介護加算(無・有) 介護職員処遇改善加算(無・有)						月丿			
	道/// 电分// 电测点 (S 1 1)/ S 自己負担)										
		介護子	防特定	施設入居	者生活介語	蒦	(1か月30	日の例)			
					月 智	額	自己負	担額			
			要支援			一円		一円			
			要支援			-円	- LIV HEN L	—円			
					算(有・無 美加第 <i>(4</i>		孫機関連携	加算(有	• 無)		
) 護職	貝处透笖	善加算(無	₩• <i>1</i> 月)					

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	敷金は入居時一括支払い。 月額利用料その他は、毎月の請求による月払い
敷金	無・ 有 (123,000~129,000円、家賃相当額の3か月分)

月	額利用料	108,000~110,000円						
	年齢に応じた金額設定	無·有	無・有					
	要介護状態に応じた金額 設定	無·有						
		月額利用料	管理費	介護費用	食費	訳 光熱 水費	家賃 相当額	その他
	料金プラン ※10	110, 000	23, 800	0	32, 400	10,800	43, 000	0
		108, 000	23, 800	0	32, 400	10,800	41,000	0
		管理費			ぎ理費、運 等を勘案し		かかる事績	<u></u> 务経費管
		介護費用	_					
	算定根拠 ※11	食費			朝食310円 の申出がる			
		光熱水費 電気、ガス、水道料を勘案して算出						
		家賃相当額 近傍家賃相場を勘案して算出						
		その他	他 —					
	額利用料に含まれない実 負担等 ※12	おむつ代、被服クリーニング、理美容、医師の往診・外来受診の医療 費、医療機関への移送・同行に係る交通費、役所手続きの代行、その 他個人的な支出分、介護保険給付対象外費用 ※毎年11~3月は追加光熱水費として2,000円/月						
		特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)						
		要介護	î 1		須 - 円	自己負	担額	
		要介護			-円		-円	
		要介護			-円		-円	
		要介護	4	=	-円		一円	
		要介護	5	_	-円		一円	
介	護保険に係る利用料	個別機能訓練加算(無・有)、夜間看護体制加算(無・有)						
	(13	医療機	関連携加拿	算(無・有	有)、看取	り介護加	算(無・	有)
	適用を受ける場合は1割	介護職	員処遇改	善加算 (無	無・有)			
か	(自己負担)	介護予防特定	施設入足	者生活介證	笙 (〔1 か月30	日の例)	
		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			頂	自己負		1
		要支援	1		- 円		一円	-
		要支援	-		-円		-円	-
						機関連携		•無)
		介護職	員処遇改	善加算 (無	無・有)			

(4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素 神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談 及び改定手続等) 会の意見を聴いて同意を得たうえで行う。

一時金の返還金の保全措置	無 ・ 有 保全措置の内容() 無の場合の理由(有料老人ホーム協会加入予定)
サービスの提供に伴う事故 等が発生した場合の損害賠 償保険等への加入	無 ・ 有 有の場合の保険名 ((統合賠償責任保険)東京海上日動火災保険)
消費税の対象外とする利用 料等	家賃相当額、共益費以外の費用は消費税を含んだ金額です。
短期利用の設定(短期利用 特定施設入居者生活介護の 届出がある)	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 総額表示のこと。
- ※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるとき は別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠 内に記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月 30 日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

月額利用料(介護費用、光	管理費	_		
熱水費、家賃相当額を除く	食費	三食の提供、配膳		
)に含まれるサービスの内		共益費…各居室・廊下・トイレの清掃、衣類や寝具等		
容・頻度等	その他	の洗濯		
(介護予防)特定施設入居者				
生活介護による保険給付及				
び介護費用によりホームが	別添 介護サ	ービス等の一覧表による		
提供する介護サービスの内				
容・頻度等				
月額利用料に含まれない実				
費負担の必要なサービスと	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による			
その利用料				
一部又は全部の業務を委託				
する場合は委託先及び委託	_			
内容 ※14				
	施設及び本社	and the state of t		
 苦情解決の体制(相談窓口、	・施設担当者ー中野渡勝也 Tm 0463-71-6416 ・本社お客様相談室 Tm 0463-22-1233			
責任者、連絡先、第三者機関				
の連絡先等) ※15		たでの解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政 とができます。		
- ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	・神奈川県	·国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課		
	Tel O 4	$5 - 3 \ 2 \ 9 - 3 \ 4 \ 4 \ 7$		

	 神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課
事故発生時の対応(医療機 関等との連携、家族等への 連絡方法・説明等)	事故対応マニュアルに基づいて、応急措置、協力医療機関への搬入若しくは119番通報による他の医療機関への搬入を行うとともに、施設長から家族への連絡を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指 針	無・有
損害賠償(対応方針及び損 害保険契約の概要等)	介護サービス等の提供に当たり、事故が発生し入居者の生命、 身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争 ・暴動等、入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を 賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠 償額を減ずることがあります。
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金	協 会 へ の 加 入 無 ・ 有 入居者基金への加入 無 ・ 有
制度への加入状況	

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介	入居している居室で介護します。
護を行う場所	ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。

6 医療

	名称	湘南いなほクリニック	
	診療科目	内科、老年精神科	
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	所在地	神奈川県平塚市四之宮一丁目3番57号	
の帆安及い励力的谷	距離及び所要時間	約900m、車4分	
	協力内容	訪問診療(月2回)	
	名称		
	診療科目		
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	所在地		
の帆安及の勝力的谷	距離及び所要時間		
	協力内容		
	通院一・医療機関へ違	通院同行します。(実費を負担して頂きます)	
入居者が医療を要する場合 の対応(入居者の意思確認 、医師の判断、医療機関の 選定、費用負担、長期に入 院する場合の対応等)	 入院一・医師の判断を基本として、入居者及びご家族とお話し合いいただき希望する病院に入院となります。 ・入院期間中に居室をそのままの状態で維持しておく場合には、居室維持・医療機関対応費用として家賃、管理費、光熱水費、をお支払い頂きます。尚、食費は入院日までの日割り料金となります。 		

・入院に係る費用は入居者の負担となります。

7 入居状況等

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

入居者数及び定員	47	47人(定員 47人)
	性 別	男 性 27人、女 性 20人
		自 立 一人
		要介護 47人
		要介護 1 6人
		要介護 2 11人
 入居者内訳	介護の	要介護 3 14人
) () [[] [] [] (]	要否別	要介護 4 12人
	女口//1	要介護 5 4人
		要支援 一人
		(内訳)要支援1 一人
		要支援 2 一人
		未認定 0人
平均年齢	76	76.8歳(男性 74.0歳、女性 80.5歳)
	<過去の	の開催状況>
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員 を除く参加者数、 主な議題等)	要介 (2) 各 (3) (4) (5) (6) の (7) (8)	ホームにおける入居者の状況、入・退去の状況、要支援・者の状況、サービス提供の状況 各年度における管理費・食費等の収支状況、ホーム本体の年度の決算内容 管理費、食費その他のサービス費用及び使用料の改定 管理規程、細則等の諸規則の改定 入居者の意向の確認や意見交換 各年度の職員数・職員配置体制・勤務形態、資格保有の状

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

			常勤換算	後の	夜間勤務職員数	/
		職員数	人数	うち自立対応	(16時~翌9時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
従	管理者	1 ()				
業	生活相談員	()				

者	直接処遇職員	23 (15)	9. 2		2	
0)	介護職員	21 (14)	7.8		2	
内	看護職員	2 (1)	1. 4			
訳	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	()				
	医師	()		/		
	栄養士	()				
	調理員	9 (8)				
	事務職員	1 (1)				
	その他職員	2 (2)				
	合 計	36 (26)			2	

- 注1)職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
 - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤 換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
 - 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※ 印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
 - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※
	前へ平及の十名値	刊千及の千物値	18
要支援1の人数			
要支援2及び要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人			
数 ※16			
配置している直接処遇職員の人			
数 ※17			
要支援者・要介護者の合計数人			
に対する配置直接処遇職員の人	:	:	:
数の割合			
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間	間 時間で除して算	出

	介護職員	早番	:	~	:
		日勤	:	\sim	:
		遅番	:	\sim	:
従業者の勤務体制の概要		夜勤	:	\sim	:
(世来有 (7) 勤伤 (平) (7) (成安	看護職員	早番	:	~	:
		日勤	:	\sim	:
		遅番	:	\sim	:
		夜勤	:	~	:

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	一人(一人)	ホームヘルパー1級	一人(一人)
介護福祉士	6人 (一人)	ホームヘルパー2級	15人 (一人)
介護支援専門員	一人(一人)	ホームヘルパー3級	一人(一人)
介護職員基礎研修修了	一人(一人)	無資格者	一人(一人)

注)資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を() に外数で記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心身	
	おおむね65歳以上の要介護の方
護)等)	
 身元引き受け人等の条件及	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務につい
び義務等	て、入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要なときには
0 我仍 守	、入居者の身柄を引き取ります。
生活保護受給者の受入れ対応	否・可
施設又は入居者が入居契約 を解除する場合の事由及び 手続等 ※19	(施設からの契約解除) 1 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつそのことが 本契約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 二 月額の利用料その他の支払いを正当な理由がなくしばしば遅滞するとき 三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき 四 入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。 一 契約解除の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者の移転先の有無について機関を搭入関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3 1四によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。 医師の意見を聴く

	二 一定の観察期間をおく
	 (入居者からの契約解除)
	1 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し
	入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約
	の申し入れは、事業者の定める解約届を事業者に届け出るものと
	します。
	2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には
	、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して3
	0日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。
前年度1年間の施設からの	o III.
契約解除件数	0件
体験入居の期間及び費用負	
担等	費用は1泊2日5,000円、期間は最大5日間

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
入居希	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧 ・ 写し交付) 2 非公開
望者等への情	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開
報開示	財務諸表の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
※ 20	事業収支計画の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも 閲覧であることに留意すること。

添付書類:「別添1 介護サービス等の一覧表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署 名 ______